

## 令和 6 年度 石垣市社会教育学級委託実施要項

### 1 目的

社会教育事業委託要綱（令和 5 年石垣市教育委員会告示第 13 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に基づき、石垣市教育委員会（以下「委員会」という。）が令和 6 年度の社会教育学級を委託する場合に必要な事項を定める。

### 2 委託者 石垣市教育委員会

### 3 受託者

- (1) 石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱(平成 30 年石垣市教育委員会告示第 2 号)の規定により登録された団体及び文化・サークル団体
- (2) 県立高等学校、大学及び研究所
- (3) その他教育委員会が適当と認めた団体
- (4) 石垣市自治公民館連絡協議会に加盟している団体

### 4 委託対象学級及び学習内容

- (1) 青年学級、家庭教育学級、成人学級、高齢者学級、女性学級及びその他学級
- (2) 生涯の各時期や年代に必要な学習内容で講話・討議・視察・レク等、幅広い学習形態や方法を用い、より効果的な学習・運営方法を図る。(資質の向上、健康管理、レク、趣味、仲間作りを深める等の内容)
- (3) 学級は、8 回以上開催すること。
- (4) 学級員は 10 名以上とする。

### 5 開設期間 令和 6 年 5 月 1 日(水)～令和 7 年 2 月 28 日(金)

(実績報告書の提出期限を含む)

### 6 申込期間 令和 6 年 4 月 10 日(木)～令和 6 年 4 月 22 日(火)

### 7 募集团体 4 団体

### 8 選考方法

選考基準を基に申請内容を精査し、社会教育委員会議へ諮ったのちに教育長が決定する。

【選考基準】

選考項目及び内容	
目的・意欲 8点満点	事業の目的や学習に対する意欲等
	テーマ、目標が明確である 不0点・可1点・良2点
	事業修了以降も活動を継続し、発展充実させていく意志がある。 不0点・可1点・良3点・優4点
	実施する体制(組織)が整っている 不0点・可1点・良2点
計画内容 12点満点	目的に沿った効果的な計画かつ、修了後の活動の展開・発展を視野に入れた計画がなされているか
	目的に沿った実施可能な計画作成 不0点・可1点・良2点
	独自性や特色ある学習計画 不0点・可1点・良2点・優3点
	次年度以降の活動も視野に入れた継続・発展性のある計画作成 不0点・可1点・良3点・優4点
	実施回数 12回以上2点、8回以上11回未満1点、8回未満0点
	他団体交流や世代間交流・親睦など、団体外との関わりの有無 あり1点 なし0点
費用対効果 5点満点	最小限の予算で効率的な計画が立てられているか等
	最小限の予算で計画されている 不0点・可1点・良2点・優3点
	地域(市内)人材の積極的な活用 不0点・可1点・良2点
過去の受託回数	過去に受託をうけた回数 0回=5点 1回=3点 2回=1点 3回以上=0点
その他	市民に開かれた学習活動の展開 例：講師を招いての活動に、一般の方の参加も呼びかけ実施する等障がいのある方やLGBTQなど多様な方々が参画する学習

9 委託金額 8万円以内

## 10 経費の使途内容

社会教育事業委託要綱第 11 条の規定による

諸謝金	講師等の謝礼金
旅費	実費(鉄道費、船賃、航空賃、バス賃のみ)
消耗品費	学級実施に係る消耗品(紙、筆記用具、封筒、テープ等)
印刷製本費	コピー、冊子印刷等
食糧費	講師の弁当代等
通信運搬費	切手代、郵送費等
使用料及び賃借料	会場使用料、使用料等
原材料費	一講座につき一人当たり上限500円

## 11 提出資料

申請と実績報告にあたって、社会教育事業委託要綱第 9 条に基づく下記の書類を提出すること。

申請の時

- (1) 石垣市社会教育事業受託申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業実施計画書(様式第 2 号)
- (3) 団体名簿(様式第 3 号)
- (4) 予算書(様式第 4 号)

実績報告の時

- (1) 石垣市社会教育事業実施報告書(様式第 6 号)
- (2) 実施報告書(様式第 7 号)
- (3) 収支精算書(様式第 8 号)
- (4) 学級日誌(様式第 9 号)
- (5) 出席簿(様式第 10 号の 1)
- (6) 領収証綴(様式第 11 号)

12 その他

要綱及び本要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

13 提出先及び問い合わせ先

石垣市教育委員会 いきいき学び課

Tel : 0980-83-0373 Fax : 0980-82-0294